

平成 23 年度建築基準整備促進事業 募集要領（抜粋）

43. 住宅の液状化に関する情報の表示に係る基準の整備に資する検討（新規）

補助予定額：15 百万円

①調査の目的

東日本大震災では、東京湾岸地域・利根川流域などにおいて広範囲に液状化が発生し、戸建て住宅等の小規模な住宅等について建築物全体の傾斜や沈下の被害が見られたところである。戸建て住宅の液状化対策にあたっては、地盤の液状化に関する情報が住宅の取得者に確実に提供されることが重要である。そこで、特に戸建住宅を対象に、地盤の液状化に関する情報を表示するに当たり必要な知見を得るため、以下の項目について検討を実施する。

- ・液状化予測手法の妥当性についての検討
- ・地盤の液状化に関する情報表示についての検討
- ・液状化予測や対策に係る関連調査・技術開発等についての知見収集・情報整理

②調査の内容

(イ) 液状化予測手法の妥当性についての検討

現在、建築分野において実務で使われている液状化予測手法を対象として、主として今回の震災における液状化被災地域について以下の検討を行う。

- ・地震動の継続時間が長い場合や細粒分含有率の高い砂質土に対する適用性
- ・予測手法について、予測結果と被害状況との対応

(ロ) 地盤の液状化に関する情報表示についての検討

現状で、地盤の液状化に関しては、自治体で作成する液状化に関するハザードマップを含め、様々な情報が存在する。そうした状況も考慮し、地盤を対象として液状化に関する情報を表示する際に有効な項目・内容について検討する。

(ハ) 液状化予測や対策に係る関連調査・技術開発等についての知見収集・情報整理

震災発生以降、各種行政・機関で行われている液状化予測や対策に係る関連調査・技術開発等について知見の収集を行い、住宅の液状化の検討に資する情報を整理する。

③調査の全体計画について（参考）

(イ) (ロ) (ハ) については、平成 23 年度までを目処に検討を終了する。

44. 遊戯施設の客席の安全性に関する調査（新規）

補助予定額：5百万円

① 調査の目的

最近の事故事例、海外の技術的な標準の動向等を踏まえ、建築基準法令の規定における遊戯施設に関する技術基準の合理化や製造者が用いる技術的な標準の作成に資することを目的とし、以下の課題について新たな知見を収集して解決方法等の検討を行う。

遊戯施設については、遊戯施設の構造自体の安全性に加え、客席に乗車する乗客が客席から落下しない、周辺の障害物等と接触しないといった乗客自体の安全性を確保することが必要であるため、建築基準法においては客席の構造として一定の構造の安全装置の設置を求めるとともに、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けおそれのない構造であることを求めている。

しかしながら、安全装置の設置については、遊戯施設の特異性に応じた詳細な基準がないこと、装着を確実に担保させる観点からの技術的蓄積に乏しいこと、他の構造物への接触については具体的基準がない状況にあり、遊戯施設においては未だ乗客の客席からの落下、客席内でのけが、他の構造物への接触によるけが等の事故が生じているところである。

このため、建築基準法への反映や製造者が用いる技術的な標準の作成等により遊戯施設の安全性の向上を図るため、最近の事故事例、海外の技術的な標準の動向等を踏まえ、客席の安全装置及び他の構造物との離隔距離に関する技術的な知見の収集を行うことが必要である。

② 調査の内容

(イ) 遊戯施設における客席の安全装置に関する検討

国内の遊戯施設における安全装置の現状及び海外の技術的な標準の状況、特に事故に対応した安全装置の改良に関する情報の調査、分析を行う。

安全装置を無理のない運行管理において確実に装着するために必要となる工夫、留意点について国内の事例等を調査・分析することで整理を行う。

(ロ) 遊戯施設における他の構造物との離隔距離に関する検討

客席の構造の差異を踏まえた、国内の遊戯施設における離隔距離の考え方及び海外の情報の収集を行い、標準的な離隔距離の考え方を整理する。

③ 調査の全体計画について（参考）

平成 23 年度中に建築基準等の整備に資する技術的資料をとりまとめる。